

I 調査の概要

1. 調査の目的

住宅需要実態調査は、全国の普通世帯の住宅及びそのまわりの住環境に対する評価、住宅改善計画の有無と内容、住宅建設又は住替えの実態等を把握することにより、住宅政策の基礎的資料を得ることを目的として実施された。

2. 調査の対象

平成15年住宅・土地統計調査の対象となる国勢調査の一般調査区に常住する普通世帯から、無作為に抽出した世帯とした。

3. 調査の時期

平成15年12月1日現在の状況をもって実施された。

4. 調査項目

① 調査員記入事項

世帯の種類	住戸の種類
住宅の建て方	住宅の構造
住宅の老朽度	敷地に接している道路の幅員
建物全体の階数	共同住宅の居住階数、建築・敷地面積

② 世帯主記入事項

(住宅に関する事項)

世帯の所有関係	敷地の所有関係
入居時期	住宅の建築時期
居室の室数	居室の畳数
住宅の床面積	敷地面積
設備の状況	高齢者対応の状況
住宅に対する評価	住環境に対する評価
住宅・住環境に対する総合評価	住居費負担額
住居費負担に対する評価	

(最近の居住状況の変化に関する事項)

最近の居住状況の変化	居住状況の変化の理由
変化する前の世帯人員	変化する前の床面積
変化に要した費用	変化の内容
従前住宅の種類	従前の居住地
従前の通勤時間	従前の居住期間
従前住宅の処分方法	増改築等の工事内容

(住宅の住み替え・改善の意向)

改善意向の内容	改善の目的
計画実現の時期	計画実現に困難な理由
計画住宅の立地場所	計画の内容
増改築の計画内容	計画住宅の拋出可能額
計画住宅の資金内訳	改善計画のない理由

(今後の住まい方)

住み替えの希望	住み替え住宅の所有関係
住み替え住宅の建て方	住み替え住宅の新築・中古の別
住み替え住宅の立地場所	住み替えにあたり重視する点
高齢期における子との住まい方	老後の住み替え・住宅改善の希望

(子育てについて)

子育てについて重要な点

(住宅の相続について)

相続した家の有無	将来家を相続する可能性
相続する家の所在地	

(別荘やセカンドハウスについて)

セカンドハウスの有無、利用目的	セカンドハウス計画の有無
-----------------	--------------

(世帯の状況)

世帯人員	世帯員の状況
別世帯となっている子との住まい方	世帯の年収
世帯主の職業	通勤時間

5. 調査の方法

本調査は、次に掲げる方法によって行われた。

(1) 調査対象の抽出

平成15年住宅・土地統計調査の対象となる調査単位区の中から、国分調査については、市及び人口1万5千人以上の町村の調査単位区から無作為に1/16の抽出率で調査区を抽出し、人口1万5千人未満の町村の調査区については、1/64の抽出率で第一次抽出単位調査区を抽出後その4倍の数の調査区を無作為に抽出した。県拡大分調査については、国分調査の調査区以外から1/8の抽出率で無作為に調査区を抽出した。

このように抽出された調査区内の住宅・土地統計調査の対象住戸以外から 8 戸の対象住戸を抽出し、この住戸に住む普通世帯を調査対象世帯と決定した。このようにして抽出された県内の調査対象世帯は 5,204 世帯である。

(2) 調査の実施

調査員(市町村職員)は平成 15 年 11 月 24 日から平成 15 年 11 月 30 日までの間に、受持ち調査区内の抽出された調査対象世帯に調査票を配布し、その記入を依頼した。

また、12 月 1 日から 12 月 7 日までの間に、受持ち調査区内の調査対象世帯を再度訪問し、調査票を受け取り、記入内容を検査し、記入漏れや記入誤りの補正訂正のほか調査員記入欄に所要事項の記入を行ったのち、指導員(県職員)に提出した。

6. 調査票の回収

調査対象世帯及び調査回収数は、次のとおりである。

圏 域	調 査 対 象 数	回 収 票 数	回 収 率 (%)
全 県	5,204	4,806	92.4
県 北 圏 域	1,219	1,179	96.7
県 央 圏 域	853	681	79.8
鹿 行 圏 域	454	434	95.6
県 南 圏 域	1,626	1,499	92.2
県 西 圏 域	1,052	1,013	96.3

7. 圏域区分毎の調査実施市町村(67 市町村)

圏 域	市 町 村 名
県 北 圏 域	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、東海村、那珂町、瓜連町、大宮町、山方町、金砂郷町、里美村、大子町 (13)
県 央 圏 域	水戸市、笠間市、茨城町、小川町、美野里町、内原町、常北町、大洗町、友部町、岩間町、岩瀬町 (11)
鹿 行 圏 域	鹿嶋市、潮来市、鉾田町、大洋村、神栖町、波崎町、麻生町、北浦町 (8)
県 南 圏 域	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、江戸崎町、美浦村、阿見町、河内町、東町、霞ヶ浦町、八郷町、千代田町、伊奈町、藤代町、利根町(18)
県 西 圏 域	古河市、下館市、結城市、下妻市、水海道市、岩井市、関城町、明野町、真壁町、協和町、八千代町、千代川村、石下町、総和町、三和町、猿島町、境町 (17)

※ 無作為抽出の結果、調査対象外となった市町村 (16)

(県北)美和村、緒川村、水府村、十王町 (県央)桂村、御前山村、七会村 (鹿行)旭村、玉造町 (県南)新利根町、桜川村、玉里村、新治村、谷和原村 (県西)大和村、五霞町